## (農林水産委員会)

商 業 捕 鯨  $\mathcal{O}$ 実 施 等  $\mathcal{O}$ た め 0) 鯨 類 科学調 査  $\mathcal{O}$ 実 施 に 関する法 律 0 部 を改正する 法 律 案 農 林 水

産委員長提出)(参第一六号)要旨

本 · 法 律 案 は、 商 業 捕 鯨  $\mathcal{O}$ 再 開 等 捕 鯨 を 取 ŋ 巻 -く 状 況 を 踏 まえ、 鯨 類  $\mathcal{O}$ 持 続 的 な 利 用  $\mathcal{O}$ 確 保 を 図 る ため、 鯨

類 科 学 調 査  $\mathcal{O}$ 定 義 を 改  $\Diamond$ る ととも に、 捕 鯨 業  $\mathcal{O}$ 適 切 カコ 0 円 滑 な 実 施  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 措 置 等 12 0 11 て定め ようとす る

Ł  $\mathcal{O}$ で あ り、 そ  $\mathcal{O}$ 主 な 内 容 は 次 0) と お り で あ る。

一、題名

題 名 を 「鯨 類  $\mathcal{O}$ 持 続 的 な 利 用 0 確 保に 関 す る 法 律 に 改 めることとする。

二、定義

1 ے  $\mathcal{O}$ 法 律 に お 1 て 鯨 類  $\mathcal{O}$ 持 続 的 な 利用」とは、 鯨 類 を 適 切 な 水準に 維 持 するようにその 保存及び 管

理を行いながら持続的に利用することをいうこととする。

2 鯨 類 科 学 調 査 0) 定 え義に . つ ١, て、 捕獲その 他 の方法に よる等 の要件 を削ることとする。

三、基本原則

鯨 類 科 学 調 査 が 主として 捕 鯨 業 を 鯨 類 0 持 続 的 な 利 用 が 確 保 さ れ るように 実 施す る た め に 必 要 な 科 学

的 知 見 を 得 ることを目 指 L て 実 施 さ れ るととも に、 捕 鯨 業 に 関 す る 施 策 が 次 に 掲 げ る 事 項 を 旨 と L て 講

じられることとする。

1 捕 鯨 業 が 捕 獲 可 能 量 (鯨 類 0 持 続 的 な 利 用 0 た め、 鯨 類 科 学 調 査  $\mathcal{O}$ 結 果 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 科 学 的 根 拠 に 基 づ

き、 捕 獲  $\mathcal{O}$ 対 象 とす る 鯨 類  $\mathcal{O}$ 種 類 ごとに 年 間 に 捕 獲 す ることが で きる 頭 数 0) 最 高 限 度 とし て 算 出 さ れ

る頭数をいう。)の範囲内で実施されること。

2 捕 鯨 業 が 我 が 玉 が 締 結 L た 条 約 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 玉 際 約 束 及 び 確 立 さ れ た 玉 際 法 規 に 基 づ き 実 施 さ れ るこ

<u>ک</u> 。

3 捕 鯨 業 を 取 ŋ 巻く 状 況 に 鑑 み、 適 切 な 支援 に よ り、 捕 鯨 業 が 円 滑 に 実 施 さ れ るようにすること。

四、鯨類科学調査の実施体制の整備

鯨 類 科 学 調 査  $\mathcal{O}$ 実 施 体 制 0 整 備 12 必 要 な 措 置 に、 鯨 類 科 学 調 査 0 実 施 に 当 た 0 て 0) 捕 鯨業 者 0 協 力 0) 確

保を加えることとする。

五、捕獲可能量の算出等

政 府 は 鯨 類  $\mathcal{O}$ 持 続 的 な 利 用 が 確 保 さ n る ょ う に 捕 鯨 業 が 実 施 さ れ る ように す る た 8 捕 獲 可 能 量  $\mathcal{O}$ 算

出 当 該 捕 獲 可 能 量  $\mathcal{O}$ 範 开 内 で 捕 鯨 業 者 が 年 間 に 捕 獲 す ることが で き る 頭 数  $\mathcal{O}$ 設 定 れ を 超 え る 捕 獲

が 行 わ れ な 1 こと を 確 保 す る た 8  $\mathcal{O}$ 措 置 そ  $\mathcal{O}$ 他 必 要 な 措 置 を 講 ず る ŧ  $\mathcal{O}$ لح す る。

六、捕鯨業の円滑な実施の支援

政 府 は 捕 鯨 業  $\mathcal{O}$ 円 滑 な 実 施 を 支 援 す る た め 捕 鯨 業  $\mathcal{O}$ 実 施  $\mathcal{O}$ た 8  $\mathcal{O}$ 船 舶 及 び そ  $\mathcal{O}$ 乗 組 員  $\mathcal{O}$ 確 保  $\mathcal{O}$ 支

援 鯨 類  $\mathcal{O}$ 捕 獲 解 体 及 び 保 蔵 に 係 る 技 術  $\mathcal{O}$ 開 発 及 び 普 及  $\mathcal{O}$ 促 進 そ  $\mathcal{O}$ 他 必 要 な 措 置 を 講 ず る Ł  $\mathcal{O}$ とす る。

七 妨 害 行 為 ^  $\mathcal{O}$ 対 応 等  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 措 置

妨 害 行 為 ^  $\mathcal{O}$ 対 応 等  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 措 置  $\mathcal{O}$ 対 象 に、 捕 鯨 業 者 等 を 加 えることとす

八、 鯨 類  $\mathcal{O}$ 持 続 的 な 利 用  $\mathcal{O}$ 確 保 に 係 る 玉 際 協 力  $\mathcal{O}$ 推 進 等

1 政 府 は 鯨 類 科 学 調 査 に ょ り 得 5 れ た 科 学 的 知 見 及 てバ 我 が 玉 12 お け る 鯨 類  $\mathcal{O}$ 持 続 的 な 利 用  $\mathcal{O}$ 確 保 に 関

す る 情 報 0 関 係 す る 玉 際 機 関  $\sim$  $\mathcal{O}$ 提 供 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 鯨 類  $\mathcal{O}$ 持 続 的 な 利 用  $\mathcal{O}$ 確 保 に 係 る 玉 際 協 力  $\mathcal{O}$ 推 進 12 努 8

るものとする。

2 鯨 類 に 係 る 伝 統 的 な 食文 化 そ 0) 他  $\mathcal{O}$ 文 化 及 び 食習 慣  $\mathcal{O}$ 継 承 並 び に 鯨 類 0) 利 用 に 関 す んる多様 性  $\mathcal{O}$ 確 保 に

関 する国 内 外 0) 理解 と関 心を深 める ため の措置に、 学校給食等における鯨 類 の利用 の促進を加えること

とする。

九、鯨類の適正な流通の確保等に関する措置

政 府 は 法 令 0 規 定 に 違 反 L 7 捕 獲され た鯨 類 0 流 通 を防 止するため、 捕 獲された鯨類  $\mathcal{O}$ 個 体 0) 識 別

0)

た  $\otimes$  $\mathcal{O}$ 情 報  $\mathcal{O}$ 適 正 な 管 理、 流 通 に 関 す る 調 査 そ  $\mathcal{O}$ 他 必 要 な 措 置 を 講 ずるも のとする。

十、財政上の措置等

政 府 は 捕 鯨 業  $\mathcal{O}$ 円 滑 な 実 施  $\mathcal{O}$ 支援、 鯨 類  $\mathcal{O}$ 持 続 的 な 利 用  $\mathcal{O}$ 確 保 に 係 る国 際 協 力  $\mathcal{O}$ 推 進 そ  $\mathcal{O}$ 他 鯨 類  $\mathcal{O}$ 持

続 的 な 利 用  $\mathcal{O}$ 確 保  $\mathcal{O}$ た  $\otimes$  $\mathcal{O}$ 施 策  $\mathcal{O}$ 実 施  $\mathcal{O}$ た め 必 要 な 財 政 上  $\mathcal{O}$ 措 置 そ 0) 他  $\mathcal{O}$ 措 置 を 講 ず Ś ŧ 0 とする。

十一、施行期日

この法律は、公布の日から施行することとする。